

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月11日

香川県知事 殿



提出者

住 所 高松市檀紙町124 1－1

氏 名 鹿島道路株式会社 四国営業所

所長 増田 照之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 087-885-5803

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島道路株式会社四国営業所
事業場の所在地	高松市檀紙町124 1－1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	土木一式工事業
②事業の規模	元請完成工事高（令和5年度）7.0億円
③従業員数	10名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり ○建設工事で発生したがれき類は、収集運搬業者及び自社で収集運搬後、再生処理業者（破碎）に委託し、再生砕石として再資源化されます。 ○建設工事で発生した建設混合廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くずの混合物）は、収集運搬業者及び処分業者に委託します。金属くずは再生処理業者（圧縮）で再資源化。その他の産業廃棄物は処分業者（焼却、埋立）で最終処分されます。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

(管理体制図)

【支店】 支店長 総括建設副産物管理者

・「工事部長」社長の任命による。

支店建設副産物管理委員会

(委員)・支店長の任命による。

【営業所】 営業所長 (出張所長)

営業所 (出張所) 建設副産物管理者

・複数可・支店長の任命による。

現場建設副産物責任者

・複数可・営業所長 (出張所長) の任命による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量し た 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量す る 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

アスファルトコンクリートがら



コンクリートがら



木くず



金属くず



廃プラスチック



廃石膏ボード



混合廃棄物



別添 2 管理体制図

(管理体制図)

【支店】 支店長 総括建設副産物管理者

・「工事部長」社長の任命による。

支店建設副産物管理委員会

(委員)・支店長の任命による。

【営業所】 営業所長(出張所長)

営業所(出張所)建設副産物管理者

・複数可・支店長の任命による。

現場建設副産物責任者

・複数可・営業所長(出張所長)の任命による。

現状：前年度(令和5年度)実績量
計画：今年度(令和6年度)計画量(目標)

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託											
	排出量		自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量						全処理委託量				優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
											現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	7.72	6.95	-	-	-	-	-	-	-	-	7.72	6.95	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
廃プラスチック類	16.80	15.12	-	-	-	-	-	-	-	-	16.80	15.12	9.45	8.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
紙くず	3.60	3.24	-	-	-	-	-	-	-	-	3.60	3.24	2.70	2.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
木くず	110.00	99.00	-	-	-	-	-	-	-	-	110.00	99.00	18.15	16.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
繊維くず	0.12	0.11	-	-	-	-	-	-	-	-	0.12	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
金属くず	10.74	9.67	-	-	-	-	-	-	-	-	10.74	9.67	7.91	7.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.65	0.59	-	-	-	-	-	-	-	-	0.65	0.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
がれき類	2,280.50	2,052.45	-	-	-	-	-	-	-	-	2,280.50	2,052.45	19.70	17.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
合計	2,430.13	2,187.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,430.13	2,187.13	57.91	52.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

